

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(Ⅲ-1-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>労働基準局 総務課 監督課 賃金課 労働条件政策課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>労働基準局 総務課長 石垣 健彦 監督課長 尾田 進 賃金課長 佐藤 俊 労働条件政策課長 松原 哲也</p>
--------------------------	--	-------------------	--	---------------	--

<p>施策の概要</p>	<p>労働基準法や最低賃金法などに定められる労働時間や賃金等の労働条件確保・改善のため、労働条件に関する相談対応・指導や制度の周知啓発事業を行うもの。具体的には以下のとおり。</p> <p>(1) 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組 ○ 36協定未届事業場や新規起業事業場等に対し民間事業者を活用し労働条件に係る相談支援等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等によりきめ細やかな相談支援を実施する。</p> <p>○ フリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」を設置し、労働基準監督署が閉庁している平日夜間、土日祝日に日本語を含む14か国語(外国語は令和元年度開始)での相談対応を行うとともに、事案に応じた相談先等の情報提供を行う労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置や、大学・高等学校等を対象とした労働条件セミナー等により労働基準法等に関する基礎知識の周知を行い、情報発信の強化を図る。</p> <p>(2) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進 ○ 運送事業者の自発的な取組の促進と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を促進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。 ○ 管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多数の派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。</p> <p>(3) 最低賃金の周知及び履行確保 ○ 最低賃金については、リーフレット等の配付に加え、インターネットや広報媒体を活用した周知広報等により労使をはじめ広く国民に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行っている。</p>
--------------	---

<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての労働者が安心して働くことができるように、労働基準関係法令で定める法定労働条件は確保されなければならない。</li> <li>そのため、事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働者が人格として価値ある生活を営む必要を満たす労働条件の確保を図る必要がある。</li> </ul> <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての労働者が安心して働くことができるように、労働基準関係法令で定める法定労働条件は確保されなければならない。</li> <li>そのため、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため、最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る必要がある。</li> </ul>
----------------------	---

<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働条件の確保を図る。</p>	<p>労働条件の確保・改善のためには、個別の事業場等からの相談対応や、事業場等に対する指導を確実に行う必要があるため。</p>
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。</p>	<p>労働条件の確保・改善のためには、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る必要があるため。</p>

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
<p>① 36協定の届出件数 (アウトカム)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>対前年比6 万件増</p>	<p>令和3年度</p>	<p>対前年比6 万件増 115,182件 増</p>	<p>対前年比6 万件増 55,558件増</p>	<p>対前年比6 万件増 96,462件増</p>	<p>対前年比6 万件増 71,277件増</p>	<p>36協定の届出を行わずに時間外・休日労働を行わせる事業場数を減少させるため、36協定届の届出件数を増加させることとし、その指標として、毎年の届出件数の伸び率を過去10年で除した値を基に、目標値を対前年比6万件増と設定している。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(労働基準監督署等において、個別の事業場等に対する相談対応・指導を行うことにより目標達成を図ることとしている。) (参考)平成27年度:前年比 71,620件増、平成28年度:前年比 58,518件増</p>	
<p>2 「労働条件相談ほっとライン」の利用者 によるサービスに関する満足度 (アウトカム)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>過去5か年 平均 (87.6%)以上</p>	<p>令和3年度</p>	<p>70%</p>	<p>70%</p>	<p>70%</p>	<p>70%</p>	<p>過去5か年 平均 (87.6%)以上</p> <p>・適切な相談対応が行われているかを確認するため、利用者の満足度を指標とし、当該サービスに関する利用者へのアンケートについて、全体の70%が満足であった旨の回答を得ることをアウトカムとした。</p> <p>・目標値については、令和2年度までは一定水準(70%)を目標値としていたが、事業の実態をより適切に反映するため、令和3年度より「過去5か年の事業実績に対する平均値」を目標値としている。</p> <p>(参考)実績値は当該事業に寄せられたアンケート結果の総数を分母とし、そのうち当該事業の満足度について「満足」であった旨回答したアンケート数を分子として算出したもの。</p>	
<p>3 労働時間適正化指導員が個別訪問を 実施した事業場から、行われた助言に ついて「参考になった」と回答を得た割合 (アウトカム)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>過去5か年 平均 (96.8%)以上</p>	<p>令和3年度</p>	<p>80%</p>	<p>80%</p>	<p>80%</p>	<p>80%</p>	<p>過去5か年 平均 (96.8%)以上</p> <p>・個別訪問する事業場に適切に助言をすることが重要であることから、助言が事業場にとって「参考」になったかを指標とし、80%以上から「参考」となった旨の回答を得ることをアウトカムとした。</p> <p>・目標値については、令和2年度までは一定水準(70%)を目標値としていたが、事業の実態をより適切に反映するため、令和3年度より「過去5か年の事業実績に対する平均値」を目標値としている。</p> <p>(参考)実績値はアンケート結果の総数を分母とし、そのうち個別訪問について「満足」であった旨回答したアンケート数を分子として算出したもの。</p>	

4	集団的な相談支援会(セミナー)に参加した事業場へのアンケートにおいて、回答があったもののうち理解できた旨の回答した割合(アウトカム)	-	-	70%	令和3年度	-	-	-	70%	70%	・ セミナーの効果に関しては、参加者の遵法意識の改善をもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、改善実施・取り組み実施のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。 ・ 目標値については、他の類似事業を参考に、一定水準(70%)を目標値とした。 (参考)令和2年度実績値98%は分母:アンケート回答事業場数(714事業場)、分子:アンケートで理解できた以上と回答した事業場数(699事業場)から算出したもの。
5	労働災害及び労働時間等に係る外国人労働者からの相談件数(アウトプット)	-	-	過去5か年平均比増	令和3年度	2,908件	3,024件	3,184件	3,822件	4,619件	・ 日本国内で働く外国人労働者数は増加傾向にあり、外国人労働者の労働条件確保のための環境整備が必要であるため、外国人労働者からの労働災害及び労働時間等に係る相談件数(暦年)をアウトプット目標とした。 ・ 目標値については、事業実態を適切に反映することができると考え、過去5か年平均比増としている。
6	週労働時間60時間以上の雇用者の割合(アウトカム) ※令和2年度まで	10.0%	平成20年度	5%	令和2年度	-	-	-	5%	長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定している。 (参考1)平成21年:9.2%、平成22年:9.4%、平成23年:9.3%、平成24年:9.1%、平成25年:8.8%、平成26年:8.5%、平成27年:8.2%、平成28年:7.7% 総務省「労働力調査」 URL:http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm (参考2)週労働時間が40時間以上の雇用者のうち週労働時間が60時間以上の雇用者の占める割合 平成29年:12.1%、平成30年:11.6%、令和元年:10.9%、令和2年:9.0% (参考3)週労働時間80時間以上の雇用者の割合 平成29年:0.9%、平成30年:0.8%、令和元年:0.7%、令和2年:0.6%	
7	週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合(アウトカム) ※令和3年度以降	-	-	5%	令和7年度	-	-	-	-	8.2%	長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定し、取組を進め、令和2年の週60時間以上の雇用者の割合が5.1%と、目標値をほぼ達成できたところ。そのため、特に長時間労働が懸念される週労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえ、新たに目標を設定したもの。 (参考)「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20085.html
(参考指標)						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
8	定期監督等実施状況	監督指導により労働基準関係法令違反が認められた事業場数				92,695	93,008	95,764	80,335	全国の労働基準監督署が定期監督等を実施した事業場数(下段)及び監督指導により労働基準関係法令違反が認められた事業場数(上段)。なお、定期監督等には、定期監督のほか災害時監督及び災害調査が含まれる。	
						135,785	136,281	134,981	116,317		
達成手段1		令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額								
(1)	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等(平成20年度)	70百万円	154百万円	161百万円	-	運送事業者の自発的な取組の促進と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を促進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進することを目的としている。 特にトラック運転者については、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が多い職種となっているが、背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など取引上の慣行があることから、トラック運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善を促進する。					2021-厚労-20-0501
(2)	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組(平成23年度)	2,333百万円	3,399百万円	3,060百万円	1	労働時間適正化のための指導が必要な事業場に対し労働時間適正化指導員による個別訪問を実施する。 時間外及び休日労働協定の未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、基本的な労務管理の知識等の習得が必要な事業場に対して専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。 「労働条件相談ほっとライン」の設置、労働条件ポータルサイトの運営、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施、労働法教育に関する指導者用資料の活用に向けたセミナーの開催、過重労働による労働者の健康障害防止セミナーの開催、問題事業場の把握につなげるインターネット監視による労働条件に係る情報収集事業を行う。					2021-厚労-20-0454
(3)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費(平成24年度)	466百万円	558百万円	496百万円	1	管内で多数の外国人労働者が就労している都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多くの派遣労働者が就労している労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。また、13カ国語による外国人労働者相談コーナーを整備することにより、外国人労働者からの相談に的確に対応する。					2021-厚労-20-0455
		295百万円	305百万円								

(4)	労働基準行政関係相談業務の外部委託化経費 (平成28年度)	1,470百万円	1,003百万円	1,003百万円	1	労働基準行政関係の電話相談業務等に係るコールセンターを設置し、特に電話相談件数や適用事業場数が多いなど、業務繁忙になっている労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで一元的に対応することにより、労働基準監督署の職員による事業場に対する指導等に費やす時間を確保するもの。	2021-厚労-20-0505
		1,180百万円	1,003百万円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
○9 最低賃金額の周知ポスターの認知率(アウトカム)	16.4%	平成28年度	20%	令和3年度	20%	20%	20%	20%	22%	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低賃金額は、毎年改定されているので、改定後の金額を効果的・効率的な周知を図ることが必要である。最低賃金の周知方法として、ポスターを作成し、掲載を行っていることから、効果的・効率的な周知を行っているかを測る指標として、「最低賃金額の周知ポスターの認知率」を選定している。</li> <li>令和3年度の目標値は、過年度の実績等を踏まえて設定している。</li> </ul> <p>(参考1)平成27年度:12.1%、平成28年度:16.4% (参考2)令和元年度からは、中吊り広告等を実施しており、それらの認知率の合計を記載している。 (参考3)令和2年度実績値21.3%は分母:調査回答者の数(2000人)、分子:ポスター等に接触した人の数(426人)から算出したもの。</p>
10 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合(アウトプット)	91.7%	平成27年度	90%	令和3年度	90%	90%	90%	90%	90%	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低賃金は毎年改定されるものであり、全労働者に適用されるものであることから、様々な媒体で広く周知することが必要である上に、地方公共団体の広報誌は発行部数が多く、あまねく住民に周知されるものであるため、かかる媒体に最低賃金額を周知することは極めて重要である。</li> <li>このため、都道府県労働局のみならず、市町村とも連携して効果的な周知広報を行っているかを図る代理指標として、「市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合」を指標として選定の上、過去5年の実績状況に基づき、掲載割合が90%以上となるよう目標値を定めている。</li> <li>また、昨今においては、目標値である90%を超える水準の掲載率を維持しているが、これは、行政が各年度において労働局幹部が直接地方公共団体を訪れ、掲載依頼を行った結果であり、今後も同程度の水準を維持することが必要である。</li> </ul> <p>(参考1)平成27年度:91.7%、平成28年度:96.0% (参考2)令和2年度実績値81.0%は分母:市町村広報誌発行数(1738件)、分子:市町村広報誌掲載数(1407件)から算出したもの。</p>

(参考指標) 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

11	最低賃金に関するポスターの配布枚数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	<p>最低賃金に関するポスター配布枚数は、地方労働局に配布している枚数であり、その枚数が直接に最低賃金制度の認知率と一致するところではないが、最低賃金制度及び改定最低賃金額を周知するための行政の取組状況を把握するため。</p> <p>(参考)各年度の実績値は、本省作成のポスターの配布枚数であり、地方労働局は本ポスターの他に独自のポスターを作成しているが、それについては実績値に含めていない。</p>
----	-------------------	--------	--------	-------	-------	-------	--

12	最低賃金特設サイトのアクセス件数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	<p>最低賃金制度を紹介する特設サイトは、最低賃金制度の概要、地域別最低賃金全国一覧、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等に関する情報をまとめたサイトである。アクセス件数は、同一人物が複数回アクセスした場合でも毎回1カウントされること、年度によってばらつきが大きいこと等から測定指標として設定することには馴染まないが、当該サイトは、使用者・労働者が必要な情報を入手することに資するものであり、最低賃金の周知広報に資するものであるため。</p> <p>(参考)各年度の実績値は、最低賃金制度を紹介する特設サイトのpv数。</p>
----	------------------	--------	--------	-------	-------	-------	--

13	最低賃金の未満率・影響率の推移 (上段:未満率、下段:影響率)【影響率】	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	未満率及び影響率ともに、目標値を設定することには馴染まないが、両者を経年的に比較する、すなわち、最低賃金の引上げが続いた中での未満率の状況を確認することで、どの程度最低賃金が遵守されているかを把握することができるため、参考指標として設定した。  なお、近年の最低賃金の大幅な引上げにより影響率は上昇しているのに関わらず、未満率は上昇傾向になく、最低賃金がどの程度遵守されているかを示している。 ※「未満率」とは、最低賃金を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合のこと ※「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合
		【未満率】	1.5%	1.8%	1.8%	2.0%	1.9%	1.9%	1.5%	1.5%	1.6%	
【未満率】	2.6%	2.5%	2.8%	3.6%	3.6%	4.0%	4.5%	4.9%	5.1%	6.0%		
【未満率】	1.6%	1.7%	2.1%	1.9%	2.0%	1.9%	2.7%	1.7%	1.9%	1.6%		
【影響率】	4.1%	3.4%	4.9%	7.4%	7.3%	9.0%	11.1%	11.9%	13.8%	16.3%		

13	令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号
	執行額	執行額				

(5)	労働条件の確保・改善に必要な経費(最低賃金制度関係) (平成21年度)	580百万円	609百万円	673百万円	8.9	最低賃金制度及び改定された最低賃金額について、新聞広告掲載、インターネット広告及びポスター駅貼りなどにより周知啓発活動等を行う。	2021-厚労-20-0453
		502百万円	532百万円				

施策の予算額(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	政策評価実施時期	平成29年度 令和4年度
	933,044	910,470	970,008		
施策の執行額(千円)	786,239	760,933			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	-		-	-	